

みんなが幸せな明日へ

12月4日から10日は「人権週間」です

「人権」ってなに？

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」のことです。

人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。石狩市には9名の人権擁護委員がいます。法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について感心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

こんな相談に応じています

いじめ・体罰を受けた、差別を受けた、暴行・虐待を受けた、名誉毀損・プライバシー侵害を受けた、セクシャルハラスメントを受けた、インターネット上で誹謗中傷された など

～ひとりで悩まず、ご相談ください～

電話で相談

- ・みんなの人権 110 番 0570-003-110
- ・子どもの人権 110 番 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810

石狩市で相談

日時：毎月第3火曜日 13時30分～16時

（※最終受付 15時30分）

場所：石狩市総合保健福祉センターりんくる